

令和4年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会

と き 令和4年7月28日(木)

午後2時から

ところ 越前市役所5階 教育委員会室

次第

1 あいさつ

2 報告事項

令和3年度運用状況について

3 協議事項

越前市情報公開・個人情報審査会の運用について

4 その他

令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況〔越前市分〕（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1 公文書の開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	その他
70	35	31	0	2	2

2 公文書の本人情報開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	その他
5	2	1	0	2	0

3 公文書の閲覧等申出件数

申出件数	承諾	部分承諾	不承諾	不存在	その他
0	0	0	0	0	0

※「その他」とは、取下げ、却下または存否応答拒否をいう。

令和3年度請求者・申出者の内訳

区 分	開示請求	本人情報開示	閲覧等申出	合計
市内に住所を有する者	9	5	0	14
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	24	0	0	24
市外に住所を有する者	11	0	0	11
市外に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	26	0	0	26
合 計	70	5	0	75

4 審査請求の件数

情報公開審査請求件数 0件

本人情報開示等審査請求件数 0件

令和3年度情報公開請求等の実施機関別処理状況

区 分		件数	開示 (承諾)	部分開示 (部分承諾)	不開示 (不承諾)	不存在	その他
市 長	企 画 部	11	6	3	0	1	1
	総 務 部	6	1	5	0	0	0
	市民福祉部	6	3	3	0	0	0
	産業環境部	7	1	5	0	0	1
	建 設 部	41	26	14	0	1	0
	今立総合支所	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会		10	0	10	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		12	3	9	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会		0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0
議 会		3	2	1	0	0	0
合 計		96	42	50	0	2	2

※1件の請求で、複数の部にまたがる場合があるため、請求件数より多くなります。

※「その他」とは、取下げ、却下または存否応答拒否をいう。

適用除外の内訳

1 情報公開制度

適用除外事項	公文書開示請求		公文書の閲覧等申出		合計
	部分開示	不開示	部分承諾	不承諾	
第10条第1号 法令秘情報	2	0	0	0	2
第10条第2号 個人情報	35	0	0	0	35
第10条第3号 法人等事業活動情報	34	0	0	0	34
第10条第4号ア 機関等協力関係情報	0	0	0	0	0
第10条第4号イ 意思形成過程情報	1	0	0	0	1
第10条第4号ウ 事務事業執行情報	12	0	0	0	12
第10条第4号エ 不開示条件付き提供情報	11	0	0	0	11
第10条第5号 公共の安全等情報	2	0	0	0	2
第10条第6号 合議制機関等情報	0	0	0	0	0
合計	97	0	0	0	97

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれの項目に重複して掲載

2 個人情報保護制度

適用除外事項	部分開示	不開示	合計
第15条第3項第1号 法令秘情報	0	0	0
第15条第3項第2号 第三者情報	1	0	1
第15条第3項第3号 本人の診断、判定、評価、指導等に関する情報	0	0	0
第15条第3項第4号ア 機関等協力関係情報	0	0	0
第15条第3項第4号イ 意思形成過程情報	0	0	0
第15条第3項第4号ウ 事務事業執行情報	0	0	0
第15条第3項第4号エ 不開示条件付き提供情報	0	0	0
合計	1	0	1

令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況〔南越消防組合分〕（R3.4.1-R4.3.31）

1 公文書の開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
9	5	4	0	0	0

2 公文書の本人情報開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

3 公文書の閲覧等申出件数

申出件数	承諾	部分承諾	不承諾	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

令和3年度請求者・申出者の内訳

区 分	開示請求	本人情報開示	閲覧等申出	合 計
市内に住所を有する者	0	0	0	0
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	1	0	0	1
市外に住所を有する者	0	0	0	0
市外に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	8	0	0	8
合 計	9	0	0	9

令和3年度情報公開請求等の実施機関別処理状況

区 分	件 数	開 示 (承諾)	部分開示 (部分承諾)	不開示 (不承諾)	不存在	取下げ
消防本部	1	1	0	0	0	0
中消防署	6	4	2	0	0	0
東消防署	0	0	0	0	0	0
東消防署池田分署	0	0	0	0	0	0
南消防署	1	0	1	0	0	0
南消防署河野分署	1	0	1	0	0	0
合 計	9	5	4	0	0	0

適用除外の内訳

1 情報公開制度

適用除外事項	公文書開示請求		公文書の閲覧等申出		合 計
	部分開示	不開示	部分承諾	不承諾	
第9条第1号 法令秘情報	0	0	0	0	0
第9条第2号 個人情報	4	0	0	0	4
第9条第3号 法人等事業活動情報	0	0	0	0	0
第9条第4号ア 機関等協力関係情報	0	0	0	0	0
第9条第4号イ 意思形成過程情報	0	0	0	0	0
第9条第4号ウ 事務事業執行情報	0	0	0	0	0
第9条第4号エ 不開示条件付き提供情報	0	0	0	0	0
第9条第5号 公共の安全等情報	0	0	0	0	0
第9条第6号 合議制機関等情報	0	0	0	0	0
合 計	4	0	0	0	4

令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況〔南越清掃組合〕(R3.4.1-R4.3.31)

1 公文書の開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

2 公文書の本人情報開示請求件数

請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

3 公文書の閲覧等申出件数

申出件数	承諾	部分承諾	不承諾	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

令和3年度請求者・申出者の内訳

区 分	開示請求	本人情報開示	閲覧等申出	合計
市内に住所を有する者	0	0	0	0
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	0	0	0	0
市外に住所を有する者	0	0	0	0
市外に事務所等を有する個人及び法人その他の団体	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

令和3年度情報公開請求等の実施機関別処理状況

区 分	件数	開示 (承諾)	部分開示 (部分承諾)	不開示 (不承諾)	不存在	取下げ
第1清掃課	0	0	0	0	0	0
第2清掃課	0	0	0	0	0	0
総務課	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

適用除外の内訳

1 情報公開制度

適用除外事項	公文書開示請求		公文書の閲覧等申出		合計
	部分開示	不開示	部分承諾	不承諾	
第10条第1号 法令秘情報	0	0	0	0	0
第10条第2号 個人情報	0	0	0	0	0
第10条第3号 法人等事業活動情報	0	0	0	0	0
第10条第4号ア 機関等協力関係情報	0	0	0	0	0
第10条第4号イ 意思形成過程情報	0	0	0	0	0
第10条第4号ウ 事務事業執行情報	0	0	0	0	0
第10条第4号エ 不開示条件付き提供情報	0	0	0	0	0
第10条第5号 公共の安全等情報	0	0	0	0	0
第10条第6号 合議制機関等情報	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれの項目に重複して掲載



総合計画の改定について



(1) 総合計画とは

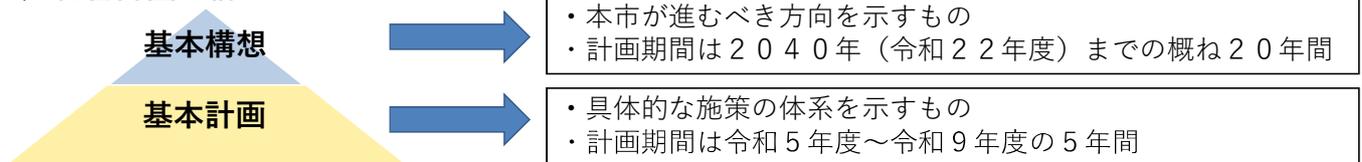
総合計画とは、本市の将来目標と、それを達成するための基本的方向を示し、将来のまちづくりの規範となるものです。市民や団体、事業者等と市が、役割を分担し、補完しあいながら、まちづくりに取り組んでいくための共通目標を示すものです。

(2) 総合計画の改定について

平成17年10月1日、旧武生市と旧今立町が合併し、「越前市」が誕生しました。合併後、速やかに総合計画の策定に取り掛かり、平成19年3月に計画期間を10年とした「越前市総合計画」を策定しました。

平成19年の計画策定以降、大きな見直しが行われていないため、人口減少、高齢化、コロナ禍、北陸新幹線県内開業、脱炭素化、デジタル化など社会・経済情勢が大きく変化していく中で、中長期的な視野を持って総合計画を改定します。

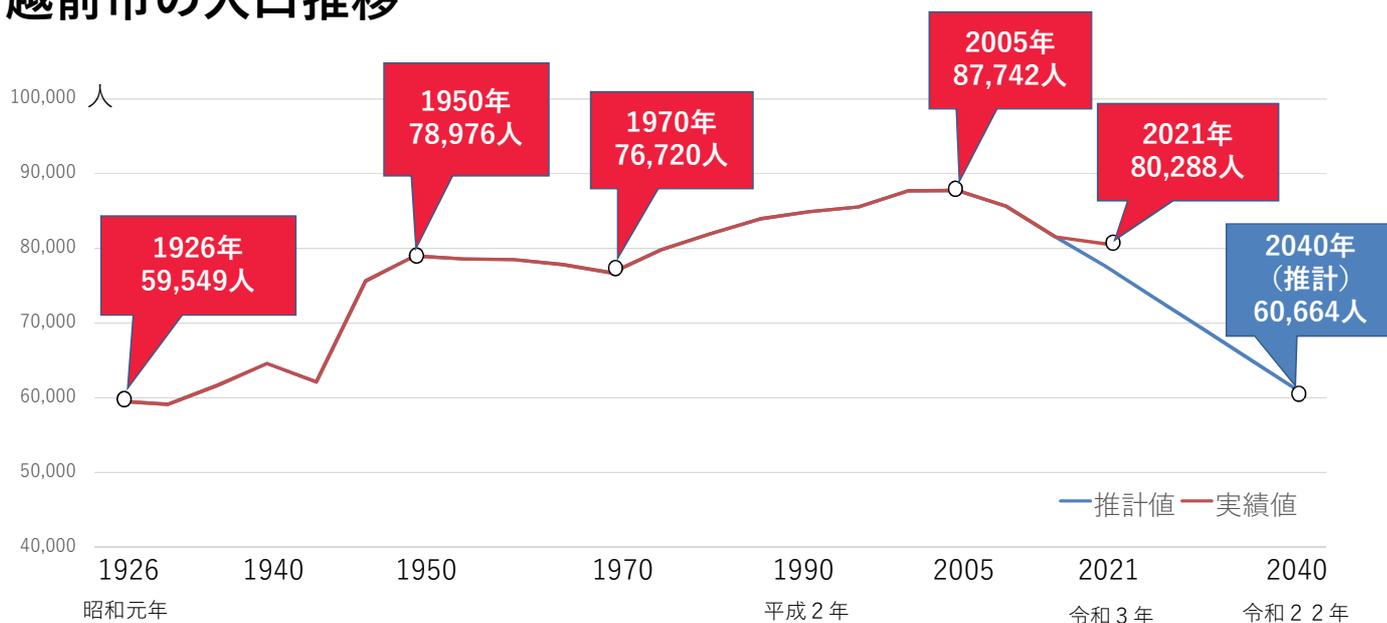
(3) 総合計画の構成イメージについて



(4) 改定の基本的な視点について（たたき台）

- 【 共通の視点 】 市民にとってわかりやすい総合計画
- 【 視点 1 】 住んでいる人が誇りを持ち、住み続けたい、帰ってきたいと思えるふるさとづくりを目指す
- 【 視点 2 】 越前市が誇る地域の宝を磨き輝かせ、文化県都として魅力向上を目指す
- 【 視点 3 】 社会変化に対応した安全安心なまちづくりを目指す
- 【 視点 4 】 人生百年時代を健やかに暮らせる社会を目指す

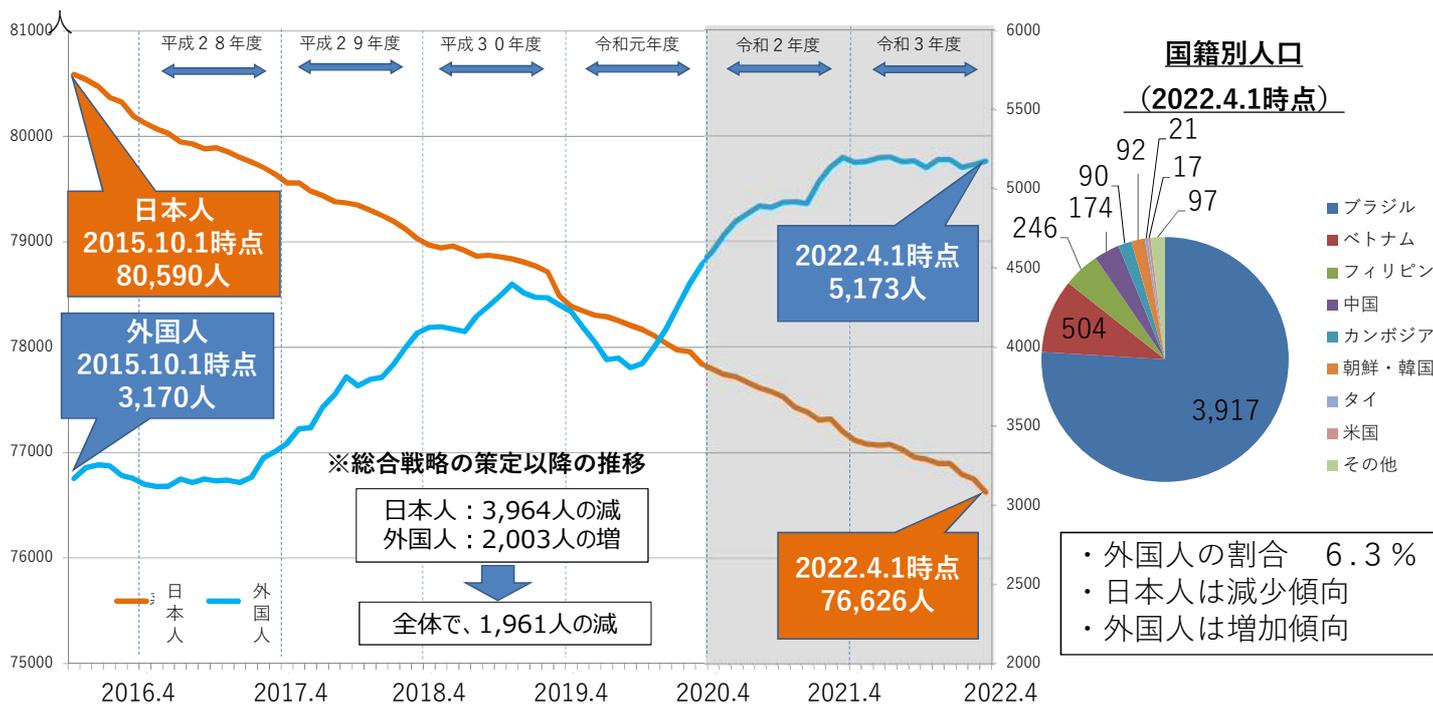
(1)越前市の人口推移



- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年（令和22年）の人口は60,664人となっている。
- ・ 市総合戦略を推進する中で、推計値よりも人口減少が緩やかになっている。

※外国人市民含む 出典：国勢調査・福井県推計人口
国立社会保障・人口問題研究所推計値

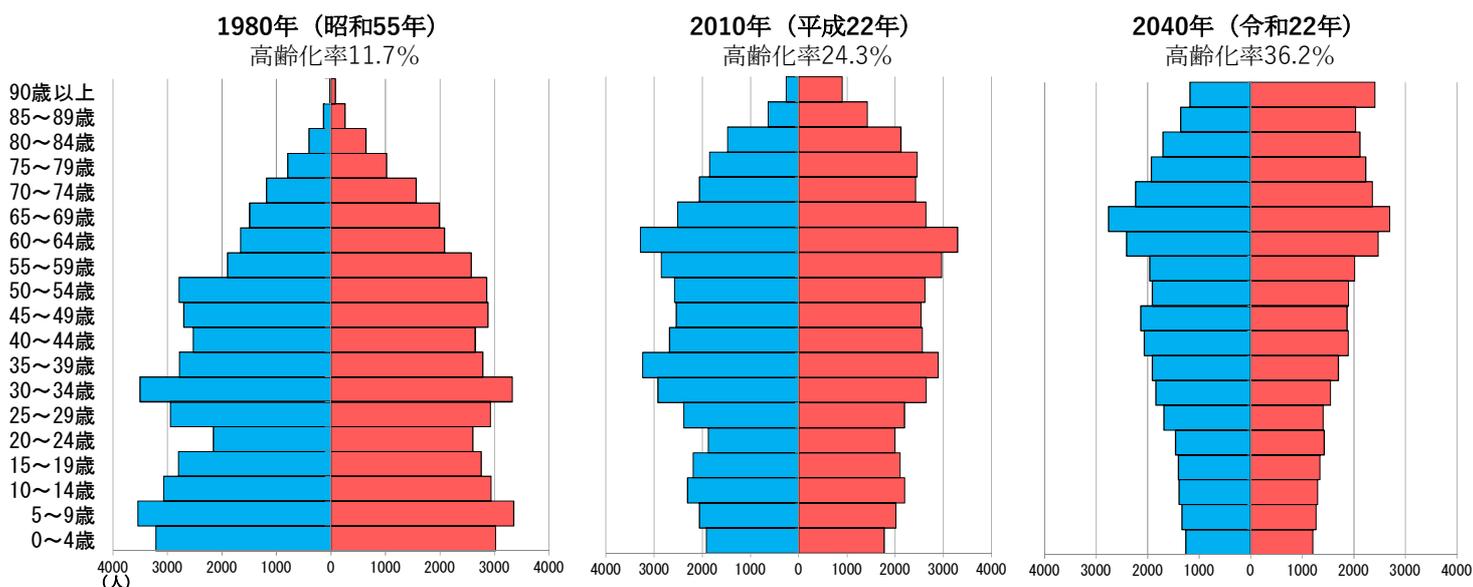
(2)日本人・外国人別の人口推移



出典：住民基本台帳

(3) 年齢階級別人口の比較

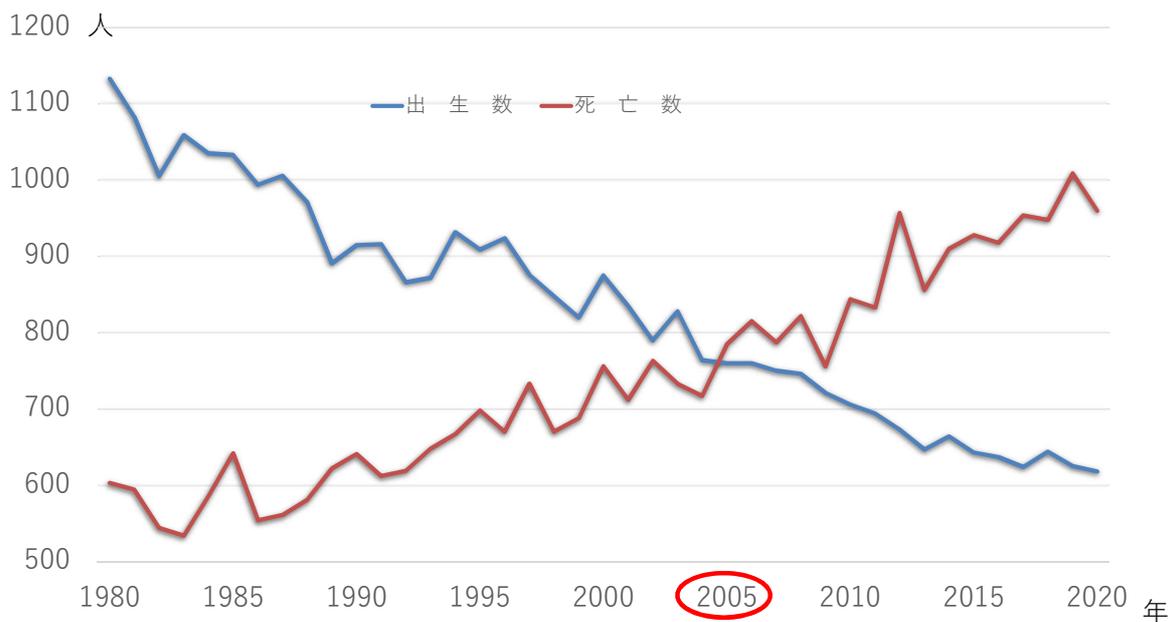
■ 男性 (人) ■ 女性 (人)



- 1980年は65歳未満の人口が多いピラミッド型だったが、2040年には65歳以上人口が多い逆ピラミッド型の人口構成になる見込み。
- 本市の高齢化率は2010年には24%だったが、2040年には36%まで上昇。75歳以上をみても2割を超える。

出典：越前市人口ビジョン
越前市市民課「住民基本台帳人口」、社人研「将来人口推計」

(4) 出生・死亡



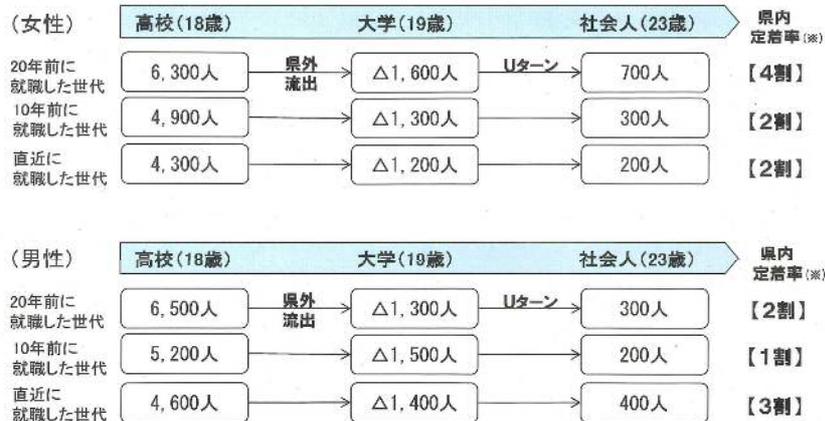
- ・出生数は減少、死亡数は増加傾向にある。
- ・2005年 (平成17年) に死亡数が出生数を上回った。

※外国人市民含む
出典：住民基本台帳

(5) 若者の福井県内定着率の比較

○20年前は、高校卒業時に県外転出した女性のうち約4割がUターンしていたが、10年前から2割に低下
 ○男性では、10年前にUターン率が1割まで低下していたが、現在、3割程度に回復

若者の県内定着率の比較（20年前、10年前、現在）

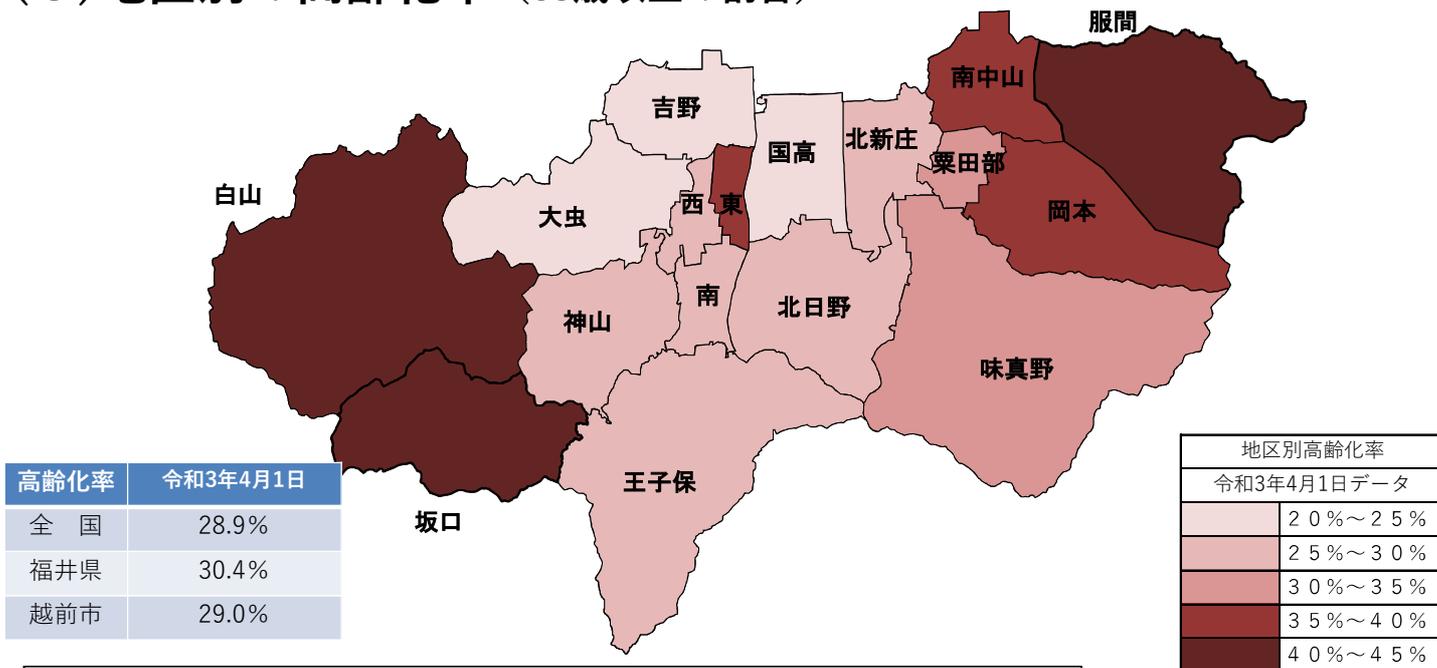


【越前市】

出典：国勢調査を基に福井県が推計

H22(2010)：18歳人口745人 ⇒ 5年後▲122人 ⇒ 10年後▲74人
 H27(2015)：18歳人口750人 ⇒ 5年後▲132人

(6) 地区別の高齢化率（65歳以上の割合）



- ・白山地区、坂口地区、服間地区において高齢化率が40%を超えている。
- ・東地区、岡本地区、南中山地区が高齢化率35%を超えている。

出典：住民基本台帳人口(令和3年4月1日現在)

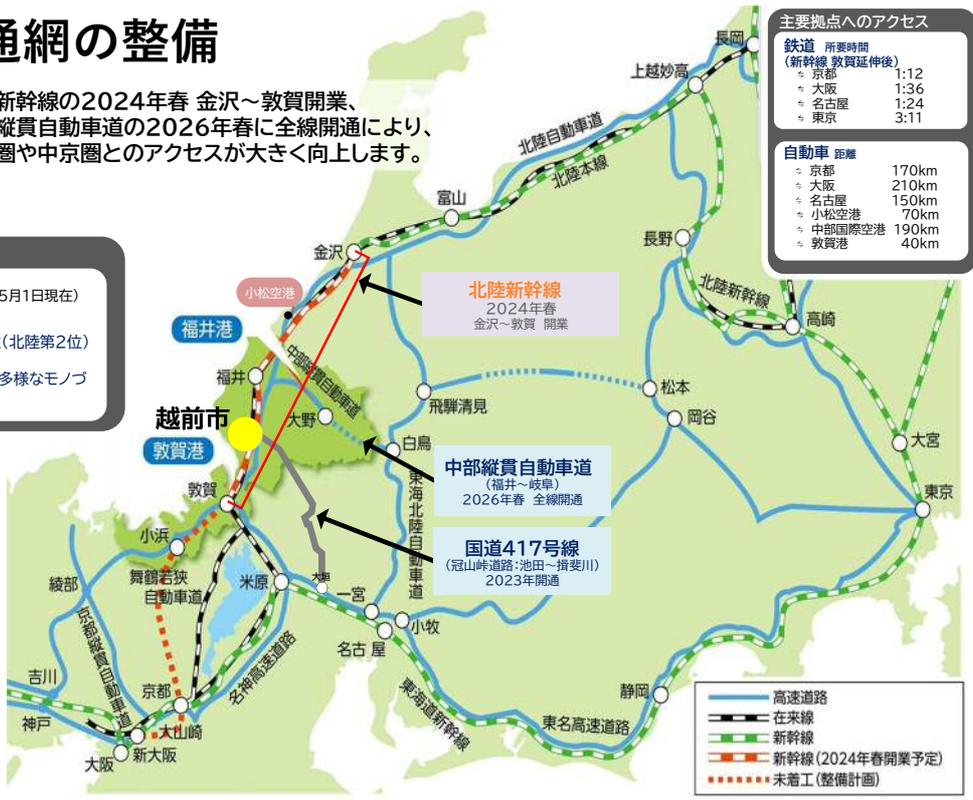
(7) 交通網の整備

北陸新幹線の2024年春 金沢～敦賀開業、
中部縦貫自動車道の2026年春に全線開通により、
首都圏や中京圏とのアクセスが大きく向上します。

越前市の概要

人口 81,729人 (2022年5月1日現在)
※外国人比率 6.3%

製造品出荷額等が県内第1位(北陸第2位)を誇る「モノづくりのまち」。先端産業から伝統産業まで、多様なモノづくり企業が立地しています。



主要拠点へのアクセス

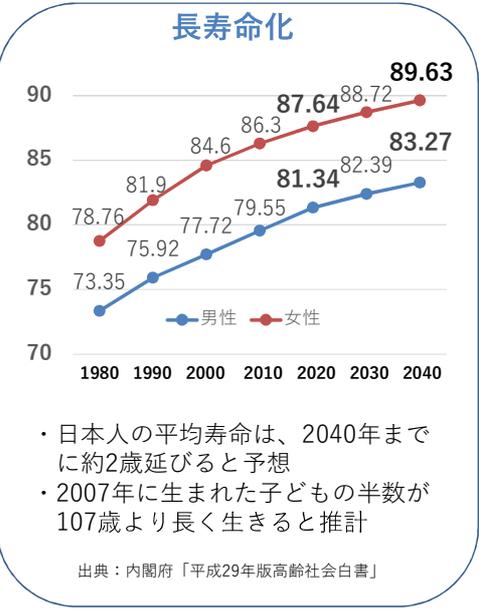
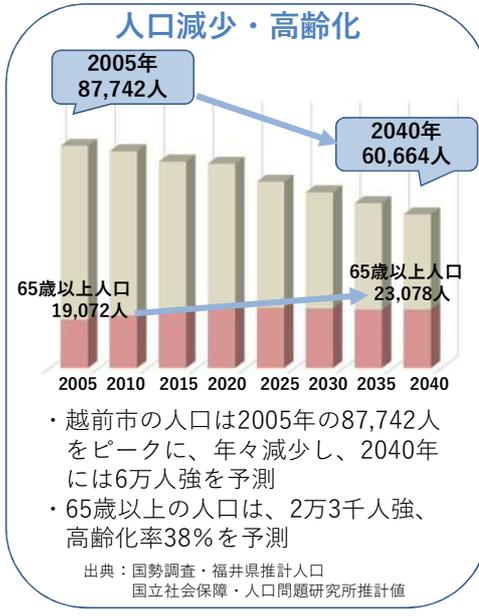
鉄道	所要時間 (新幹線 敦賀延伸後)
※ 京都	1:12
※ 大阪	1:36
※ 名古屋	1:24
※ 東京	3:11

自動車	距離
※ 京都	170km
※ 大阪	210km
※ 名古屋	150km
※ 小松空港	70km
※ 中部国際空港	190km
※ 敦賀港	40km



2040年の越前市はどうなっているんだろう？

～ 20年後までの主な環境変化 ～



高速交通網の整備

北陸新幹線
2024年春 北陸新幹線 県内開業
2030年度 新大阪延伸 (要望)

中部縦貫自動車道
2026年 大野油坂道路開通 (大野市～岐阜県郡上市)

国道417号 冠山峠道路
2023年 全線開業 (池田町～岐阜県揖斐川町)

リニア中央新幹線
2027年 名古屋開業
2037年 全線開業 (最短) (東京～大阪)

第4節 情報の共有化の推進

市政情報の積極的な情報発信や市民ニーズの把握に努め、広報、広聴の充実を図ります。

また、市が保有する情報や附属機関等の会議の公開により、市民の知る権利を尊重し、市民参加による開かれた市政を推進します。

《政策の体系》

【施策】

(1) 広報、広聴の充実

(2) 情報公開・提供の
充実

【基本施策】

1) 広報の充実

2) 広聴の充実

1) 情報公開の充実・個人情報の保護

2) 行政情報提供の充実

(1) 広報、広聴の充実

市政情報を分かりやすく伝えるため、市広報紙や市ホームページ、SNS、CATV、市政出前講座等による広報の充実を図ります。

また、幅広い市民からの意見を市政に反映させるよう努め、市政への理解促進を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業の概要	計画
1 広報事業	市広報紙や市ホームページ、SNS、CATV、市政出前講座等を利用して市政情報などを分かりやすく、迅速かつ正確に市民に発信するよう努めます。	
2 広聴事業	市政・地域・団体ミーティングやパブリック・コメント制度の運用により、市政に対する市民の提案、要望及び意見等を集約し、市政に反映させるよう努めます。	

(2) 情報公開・提供の充実

市が保有する情報を積極的に公開すると同時に、個人の権利・利益の保護と公正な市政の推進を図ります。